



2025（令和7）年度

学則・研究科
規程集

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科 保健福祉学専攻

博士前期課程
博士後期課程

●学生関係規程

学生関係規程を大学ホームページにて公開しています。

こちらのサイトから確認してください。

<https://www.kuhs.ac.jp/information/disclosure/regulation/>



<大学共通>

- 神奈川県立保健福祉大学学則 (p1-11)

<大学院共通>

- 神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科規則 (p12-17)
- 神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科履修規程 (p18-29)

<博士前期課程>

- 神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科長期履修学生規程 (p30-34)
- 神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科
博士前期課程における修士論文等の指導、審査等に関する要領 (p35-49)

<博士後期課程>

- 神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科
博士後期課程における博士論文等の指導、審査等に関する要領 (p50-85)

<研究生>

- 神奈川県立保健福祉大学研究生規程 (p86-90)

<大学共通>

神奈川県立保健福祉大学学則

目次

- 第 1 章 総則 (第 1 条～第 2 条)
- 第 2 章 組織 (第 3 条～第 21 条)
- 第 3 章 学年、学期及び休業日等 (第 22 条～第 26 条)
- 第 4 章 入学 (第 27 条～第 32 条)
- 第 5 章 教育課程、単位及び履修方法 (第 33 条～第 34 条)
- 第 6 章 卒業及び学位 (第 35 条～第 36 条)
- 第 7 章 休学、復学、転学、留学、退学及び除籍 (第 37 条～第 43 条)
- 第 8 章 入学検定料、入学料、授業料、履修料等 (第 44 条)
- 第 9 章 賞罰 (第 45 条～第 46 条)
- 第 10 章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生 (第 47 条～第 51 条)
- 第 11 章 その他 (第 52 条～第 55 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 神奈川県立保健福祉大学 (以下「本学」という。) は、保健、医療及び福祉の分野における高度で専門的な知識及び技術を教授研究するとともに、保健、医療及び福祉の分野に関する総合的な能力を有し、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成して、その成果を社会に還元し、もって県民の健康と生活の向上に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第 2 条 教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動の状況について自ら点検及び評価 (以下「自己評価」という。) を行うとともに、外部からの点検及び評価 (以下「外部評価」という。) を受けるものとする。

2 自己評価及び外部評価について必要な事項は、別に定める。

第 2 章 組織

(学部)

第 3 条 本学に保健福祉学部 (以下「学部」という。) を置く。

2 学部に設置する学科及び専攻並びに入学定員、編入学定員、編入学する年次及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	編入学定員(年次)	収容定員
看護学科	90人	3人(2年次)	360人
栄養学科	40人		160人
社会福祉学科	60人		249人
リハビリテーション学科			
理学療法学専攻	20人		80人
作業療法学専攻	20人		80人
計	230人	3人	929人

3 学部の教育研究上の目的、人材の養成に関する目的、その他必要な事項は別に定める。

(人間総合科)

第4条 学部に人間総合、基礎及び専門教育を担当する人間総合科を置く。

(大学院)

第5条 本学に大学院を置く。

2 大学院に保健福祉学研究科及びヘルスイノベーション研究科(以下「研究科」という。)を置く。

3 研究科に設置する専攻及び課程、並びに入学定員、収容定員は次のとおりとする。

研究科・専攻・課程	入学定員	収容定員
保健福祉学研究科		
保健福祉学専攻		
博士前期課程	25人	50人
博士後期課程	5人	15人
ヘルスイノベーション研究科		
ヘルスイノベーション専攻		
修士課程	15人	30人
博士課程	2人	6人
計	47人	101人

4 研究科の教育研究上の目的、人材の養成に関する目的、その他必要な事項は別に定める。

(附置機関)

第6条 本学に、附置機関として実践教育センター、ヒューマンサービスセンター、アドミッションセンター及びイノベーション政策研究センターを置く。

2 その他必要な事項は、学長が別に定める。

(図書館)

第7条 本学に、附属図書館を置く。

2 その他必要な事項は、学長が別に定める。

(事務局)

第8条 本学に、事務局を置く。

2 その他必要な事項は、学長が別に定める。

(主たる事務所の所在地)

第9条 本学の主たる事務所を、横須賀市平成町1丁目10番地1に置く。

(職員)

第10条 本学に、学長、副学長、学部長、研究科長、実践教育センター長、ヒューマンサービスセンター長、アドミッションセンター長、イノベーション政策研究センター長、附属図書館長、学科長、科長、教員(教授、准教授、講師、助教、助手)、事務職員、技術職員その他必要な職員を置く。

(学長)

第11条 学長は校務をつかさどり、所属職員を統督する。

(副学長)

第12条 副学長は学長を助け、学長の命を受けて校務をつかさどる。

(学部長)

第13条 学部長は学長の命を受けて学部の校務をつかさどる。

(研究科長)

第14条 研究科長は学長の命を受けて研究科の校務をつかさどる。

(学科長等)

第15条 学科長及び科長(以下「学科長等」という。)は、学長の命を受けて当該学科等の校務をつかさどる。

(附属図書館長)

第16条 附属図書館長は、附属図書館に関わる事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(センター長)

第17条 実践教育センター長、ヒューマンサービスセンター長、アドミッションセンター長及びイノベーション政策研究センター長は、センターの事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(事務局長)

第18条 事務局に事務局長を置く。

2 事務局長は、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(称号の付与)

第19条 学長は、必要があると認めるときは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第106条に規定する名誉教授及びその他必要な称号を付与することができる。

2 称号の種類及び称号の付与に関し必要な事項は学長が別に定める。

(教授会)

第20条 学部及び研究科に、教授会を置く。

2 教授会の組織及び運営について必要な事項は学長が別に定める。

(委員会)

第21条 本学に、大学全体の運営に関する連絡調整、企画、調査検討を行う委員会を置く。

2 委員会の種類、運営方法等は別に定める。

第3章 学年、学期及び休業日等

(学年)

第22条 本学の学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第23条 学年は、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から 9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

第24条 本学の休業日は、次のとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 日曜日及び土曜日（ただし、研究科は土曜日を除く。）

(3) 開学記念日 12月27日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

2 前項第4号から第6号に規定する休業期間は、学長が別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、学長は特別の必要があると認めるときは、臨時の休業日を設け、又は休業日に授業を行うことができる。

(修業年限)

第25条 修業年限は、学部の学生は4年、保健福祉学研究科保健福祉学専攻博士前期課程（以下「博士前期課程」という）及びヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻修士課程（以下「修士課程」という）の学生は2年、保健福祉学研究科保

健福祉学専攻博士後期課程（以下「博士後期課程」という。）及びヘルスイノベーション研究科ヘルスイノベーション専攻博士課程（以下「博士課程」という。）の学生は3年とする。ただし、学長は、これによりがたい場合は、別に定めることができる。

（在学年限）

第26条 学部の学生は8年、博士前期課程及び修士課程の学生は4年、博士後期課程及び博士課程の学生は6年を超えて在学することはできない。ただし、学長はこれによりがたい場合は、別に定めることができる。

第4章 入学

（入学の時期）

第27条 入学の時期は、学年の始めとする。ただし、学長は必要があると認めるときは、学期の始めとすることができる。

（入学志願の手続）

第28条 学部及び研究科に入学を志願する者は、入学願書に学長が別に定める書類及び入学検定料を添えて、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

（入学者の選抜）

第29条 前条の規定により入学を志願する者については、別に定めるところにより、選抜を行う。

（入学手続及び入学許可）

第30条 学長は、前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受け、所定の期日までに別に定める書類を提出及び入学料を納付した者の入学を許可する。

2 学長は、前項の規定にかかわらず、前条の選抜の結果に基づき合格の通知を受け、所定の期日までに別に定める書類及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則第11条の規定による減免申請書を提出した者の入学を許可する。

（編入学等）

第31条 編入学、転入学及び再入学並びに転学科に関し、必要な事項は学長が別に定める。

（入学許可の取消し）

第32条 学長は、前条の規定により入学を許可した者が次の各号の一つに該当するときは、入学許可を取り消すものとする。

- (1) 入学資格を満たしていないとき
- (2) 入学者の選抜において不正があったと認めたとき

第5章 教育課程、単位及び履修方法

(教育課程等)

第33条 学長は教育課程を編成し、成績の評価に基づき単位を授与する。

- 2 授業科目、単位、単位の授与及び履修方法等については、学長が別に定める。
- 3 メディアを利用して行う授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができるものとする。
- 4 前項の授業を実施する授業科目については、学長が別に定める。

(単位の計算方法)

第34条 単位の計算方法及び成績の評価については、学長が別に定める。

第6章 卒業及び学位

(卒業)

第35条 学長は、学生の卒業または修了を認定し、学位を授与する。

- 2 認定の要件は、学長が別に定める。
- 3 学長は、卒業または修了を認定した者に対し、証書を授与する。

(学位の種類)

第36条 前条第1項により学長は学部を卒業した者に学士を、博士前期課程及び修士課程を修了した者に修士を、博士後期課程及び博士課程を修了した者に博士の学位を授与する。

- 2 学位に付記する専攻分野の名称その他、学位の授与について必要な事項は学長が別に定める。

第7章 休学、復学、留学、転学、退学及び除籍

(休学)

第37条 学生は、疾病その他やむを得ない事由により引き続き2箇月以上修学することができないときは、学長の許可を受けて休学することができる。

- 2 疾病のため修学することが適当でない認められる者については、学長は休学を命ずることができる。
- 3 疾病のため休学を願い出る者は、医師の作成する診断書を添付して願い出なければならない。

(休学期間等)

第38条 前条の休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の事由がある場合には、引き続き許可を願い出ることができる。

- 2 休学期間は、通算して4年を超えることができない。
- 3 休学期間は、修業年限、在学年限には算入しない。

(復学)

第39条 第37条の規定に基づき休学した学生は、休学期間が満了したとき又は休学期間中にその事由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

(留学)

第40条 外国の大学等に留学を志願する学生は、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 学長は、前項の規定により留学した者について、当該留学した期間を第34条第1項に規定する在学期間に含めることができる。
- 3 第1項の規定による留学により修得した単位の取り扱いについて必要な事項は、別に定める。

(転学)

第41条 学生は、他の大学に転学しようとするときは、あらかじめ学長の許可を受けなければならない。

(退学)

第42条 学生は、退学しようとするときは、学長の許可を得なければならない。

(除籍)

第43条 学長は、次の各号のいずれかに該当する者を除籍する。

- (1) 修業年限、在学年限又は第38条第1項及び第2項に定める休学期間を超えた者
- (2) 第30条第2項に該当する者のうち、入学料を所定の期日までに納入しない者
- (3) 授業料を所定の期日までに納入しない者
- (4) 死亡した者

第8章 入学検定料、入学料、授業料、履修料等

(入学検定料等)

第44条 入学検定料、入学料、授業料、履修料等の額及び徴収方法は別に定める。

第9章 賞罰

(表彰)

第45条 学長は、表彰に値する行為のあった学生を、教授会の議を経て表彰することができる。

(懲戒)

第46条 学長は、学則その他本学の定める諸規定に違反し、又は学生としての本分に反

する行為をした学生を、教授会の議を経て懲戒することができる。

- 2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。
- 3 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者に対して行うことができる。
 - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
 - (2) 成績不良で成業の見込みがないと認められる者
 - (3) 正当な理由なく出席の常でない者
 - (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者
- 4 懲戒の手續について必要な事項は、学長が別に定める。

第10章 科目等履修生、特別聴講学生、研究生、外国人留学生

(科目等履修生)

第47条 学長は、本学において開設する授業科目のうち、特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、選考により、科目等履修生として入学を許可することができる。

- 2 学長は、科目等履修生に対し、単位を与えることができる。
- 3 科目等履修生について必要な事項は、学長が別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 学長は、他の大学又は短期大学の学生で、本学において特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該大学又は短期大学との協議に基づき、本学の教育研究に支障のない範囲において特別聴講学生として受け入れることができる。

- 2 学長は、特別聴講学生に対し、単位を与えることができる。
- 3 特別聴講学生について必要な事項は、学長が別に定める。

(研修生)

第49条 学長は、他の大学等から、その所属する職員に特定の専門事項について研修させるため、本学に派遣の申し出のあるときは、本学の教育研究に支障のない範囲において、研修生として受け入れることができる。

- 2 研修生について必要な事項は、学長が別に定める。

(研究生)

第50条 学長は、本学教員の指導を受けて特定の事項に関する研究に従事することを希望する者があるときは、本学の教育研究に支障がない場合に限り、本学の教育研究に支障のない範囲において選考のうえ研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生について必要な事項は、学長が別に定める。

(外国人留学生)

第51条 学長は、外国人留学生として本学に入学を志願する者があるときは、本学の教

育研究に支障のない範囲において選考のうえ入学を許可することができる。

2 外国人留学生について必要な事項は、学長が別に定める。

第11章 その他

(公開講座等)

第52条 開かれた大学としての地域社会への貢献と、広く県民の教養を高め、文化の向上に資するため、公開講座の開設その他の大学開放の事業を行うことができる。

2 公開講座等について必要な事項は、別に定める。

(受託研究及び共同研究)

第53条 本学の学術研究に資するため必要と認めるときは、受託研究及び共同研究を行うことができる。

2 受託研究及び共同研究について必要な事項は、別に定める。

(その他)

第54条 実践教育センター、ヒューマンサービスセンター、アドミッションセンター、イノベーション政策研究センター及び附属図書館について必要な事項は、この学則の規定にかかわらず、学長が別に定める。

(委任)

第55条 この学則に定めるもののほか、この学則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

1 この学則は、平成30年4月1日から施行する。

2 第3条第2項の規定にかかわらず、平成30年度、31年度の学科及び専攻並びに入学定員、編入学定員、編入学する年次及び収容定員は、次のとおりとする。

学 科	入学定員	編入学定員(年次)	収容定員
看護学科	90人	8人(3年次)	376人
栄養学科	40人	4人(3年次)	168人
社会福祉学科	60人	3人(2年次)	249人
リハビリテーション学科			
理学療法学専攻	20人		80人
作業療法学専攻	20人		80人
計	230人	15人	953人

- 3 この学則の施行の日前から引き続き平成30年4月1日に在籍する学生に係る授業科目単位数、履修科目及び修了要件(以下「授業科目等」という。)は、この学則の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 廃止前の神奈川県立保健福祉大学大学学則及び神奈川県立保健福祉大学大学院学則で受けた許可等は、この学則の相当規定により受けた許可等とみなす。
- 5 廃止前の神奈川県立保健福祉大学大学学則及び関係規程により授与された称号は、この学則の相当規定により授与されたものとみなす。
- 6 この学則の施行の日以降において編入学、転入学及び再入学に係る授業科目等は、当該者の属する年次と同一の年次に属する学生の例による。

附 則

(施行期日等)

この学則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この学則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

この学則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この学則は、令和5年4月1日から施行する。

2 第5条第3項の規定にかかわらず、令和5年度までの研究科・専攻・課程の入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

研究科・専攻・課程	入学定員	収容定員
保健福祉学研究科		
保健福祉学専攻		
博士前期課程	20人	40人
博士後期課程	5人	15人
ヘルスイノベーション研究科		
ヘルスイノベーション専攻		
修士課程	15人	30人
博士課程	2人	6人
計	42人	91人

＜大学院共通＞

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科規則

目次

- 第 1 章 総則(第1条・第2条)
- 第 2 章 組織(第3条～第6条)
- 第 3 章 編入学生等の修業年限及び在学年限(第7条・第8条)
- 第 4 章 入学(第9条～第12条)
- 第 5 章 教育課程、単位及び履修方法(第13条～第19条)
- 第 6 章 修了(第20条)
- 第 7 章 その他(第21条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、神奈川県立保健福祉大学学則(以下「学則」という。)に定めのあるものの外、神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科(以下「研究科」という。)の組織運営に関し、必要な事項を定める。

(養成する人材)

第2条 研究科は、保健福祉学の理論及び応用を教授研究し、博士前期課程では、保健・医療・福祉にかかわる広い理解をもってそれぞれの分野と連携・協力を目指すことのできる高度専門職業人を養成し、また、博士後期課程では、専攻分野について自立して研究活動を行い、保健福祉学の理論的基盤を探求し、かつ高度な専門的知識を有する研究者、教育者を養成する。

第2章 組織

(副研究科長)

第3条 研究科に、副研究科長を置くことができる。

2 副研究科長は、研究科長を補佐する。

(研究科教授会)

第4条 教授会は、研究科の教授、准教授、講師及び助教をもって構成する。ただし、学長が必要と認めるときは、その他の職員を加えることができる。

2 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、課程の修了及び賞罰に関する事項
 - (2) 学位の授与に関する事項
 - (3) 前各号に規定するもののほか、研究科の教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聞くことが必要なものとして学長が定める事項
- 3 教授会は前項に規定するもののほか、学長及び研究科長(以下「学長等」という。)がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。
- 4 その他教授会の組織及び運営について必要な事項は、別に定める。

(研究科運営会議)

第5条 研究科に研究科内の連絡調整を行い、もって研究科の運営を円滑にするため、研究科運営会議を置く。

2 研究科運営会議は、研究科長、副研究科長、事務局長、事務局次長、総務部長、教務学生部長及び企画・地域貢献部長をもって組織する。ただし、研究科長が必要と認めるときは、教員その他の職員を加えることができる。

3 その他、研究科運営会議の組織運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委員会)

第6条 研究科に常設又は臨時の委員会を置くことができる。

2 委員会について必要な事項は、学長が別に定める。

第3章 編入学生等の修業年限及び在学年限

(修業年限)

第7条 第11条の規定により入学した学生及び第19条第1項の規定により、学長が長期にわたる教育課程の履修を認めた学生の修業年限は、学則第25条ただし書きの規定に基づき、学長が別に定める。

(在学年限)

第8条 第11条の規定により入学した学生及び第19条第1項の規定により、学長が長期にわたる教育課程の履修を認めた学生の在学年限は、学則第26条ただし書きの規定に基づき、学長が別に定める。

第4章 入学

(入学の時期)

第9条 学則第27条で規定する学期の始めとすることができる場合は、学長が特別の必要があり、教育上支障がないと認めるときとする。

(入学資格)

第 10 条 博士前期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法第 83 条に規定する大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第 104 条第 4 項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育による 16 年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が 4 年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が三年(医学を履修する博士課程、歯学を履修する博士課程、薬学を履修する博士課程又は獣医学を履修する博士課程への入学については、五年)以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であつて前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (8) 文部科学大臣の指定した者(昭和 28 年 2 月文部省告示第 5 号)
- (9) 研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、22 歳に達したもの

2 博士後期課程に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位や専門職学位を有する者
- (2) 外国において、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育を我が国において履修し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者

- (4) 我が国において、外国の大学院相当として指定した外国の学校の課程(文部科学大臣指定外国大学(大学院相当)日本校)を修了し、修士の学位や専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 大学等を卒業し、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、大学院において、修士の学位を有する者と同等の学力があると認めた者(平成元年文部科学省告示第118号)
- (7) 研究科において個別の入学資格審査により修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時まで24歳に達した者
(編入学、転入学及び再入学)

第11条 学長は、研究科への編入学、転入学及び再入学を志願する者があるときは、選抜のうえ、教授会の意見を聴いた上で相当年次に入学を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、編入学、転入学及び再入学に必要な事項は別に定める。
(編入学等の取扱い)

第12条 前条の規定により入学を許可された者の既に履修した授業科目及び履修した単位の取扱い並びに在学する年限については、教授会の意見を聴いた上で学長が定める。

第5章 教育課程、単位及び履修方法

(授業科目)

第13条 博士前期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表1のとおりとし、博士後期課程の授業科目の種類及び単位数は、別表3のとおりとする。

2 前項に規定する授業科目の履修方法その他必要な事項は、学長が別に定める。
(単位の計算方法)

第14条 前条に規定する授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果及び授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第15条 学長は、研究科の授業科目を履修し、必要な学修の成果をあげた者には、所定の単位を与える。

2 単位の認定方法について必要な事項は、学長が別に定める。

(成績の評価)

第 16 条 研究科の授業科目の成績は、S、A、B、C、Dの評語をもって表し、S、A、B及びCに所定の単位を与え、Dには単位を与えない。ただし、評点を付さない授業科目については、授与又は不授与をもって表す。また、評価不能については/をもって表す。

(入学前の既修得単位の認定)

第 17 条 学長は、教育上有益と認めるときは、研究科の学生が本学に入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準第 15 条)を、研究科に入学した後の本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(他大学院における授業科目の履修等)

第 18 条 学長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、研究科の学生が当該他の大学院で履修した授業科目を本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 19 条 博士前期課程に在学している学生が、学則第 25 条で定める標準修業年限を超えて一定の期間(以下「長期履修期間」という。)にわたり教育課程を履修して博士前期課程を修了することを申し出たときは、第7条の規定にかかわらず学長は、その計画的な履修を認めることができる。

2 その他、長期にわたる教育課程の履修について必要な事項は、学長が別に定める。

第6章 修了

(修了)

第 20 条 学長は博士前期課程に2年(第 11 条の規定に基づき入学した研究科の学生については、別に定める期間)以上在学し、別表1に定める授業科目を履修し、及び別表2に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び試験に合格した学生について、課程の修了を認定する。ただし、在学中に特に優れた業績を上げた学生については博士前期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 学長は博士後期課程に3年(第 11 条の規定に基づき入学した研究科の学生については、別に定める期間)以上在学し、別表3に定める授業科目を履修し、及び別表4に定める単位数を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、博士論文の審査及び試験に合格した学生について、課程の修了を認定する。

3 学長は、課程の修了を認定した者に対して、修了証書を授与する。

第7章 その他

(委任)

第 21 条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前から引き続き平成 31 年4月1日に在籍する学生に係る授業科目、単位数、履修科目及び修了要件(以下「授業科目等」という。)は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

2 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

3 この規則の施行日前から引き続き平成 30 年4月1日に在籍する学生に係る授業科目、単位数、履修科目及び修了要件(以下「授業科目等」という。)は、この規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 廃止前の神奈川県立保健福祉大学大学院学則で受けた許可等は、この規則の相当規定により受けた許可等とみなす。

5 この規則の施行の日以降において編入学、転入学及び再入学に係る授業科目等は、当該者の属する年次と同一の年次に属する学生の例による。

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科履修規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科規則（以下「規則」という。）第13条第2項の規定に基づき、履修方法等に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目等)

第2条 博士前期課程の学生は、規則別表1で定める授業科目のうち他領域の講義科目を履修することができる。

- 2 前項の規定により他領域の授業科目の履修を希望する学生は、担当教員の承諾を得て、指定する期日までに他領域等科目履修申請書（様式第1号）を学長に提出しなければならない。
- 3 前1項の規定により修得した単位は、修了の要件となる単位に算入しない。

(履修登録)

第3条 学生は、履修しようとする授業科目について、学期ごとに別に定める期日までに履修登録をしなければならない。

- 2 次に掲げる授業科目は履修することができない。
 - (1) 既に単位を修得した授業科目
 - (2) 授業時間が重複する授業科目

(欠席届)

第4条 病気その他やむを得ない理由により授業を受けることができなかった学生は、欠席届（様式第2号）を当該科目の担当教員に提出することができる。

(交通機関の不通等に伴う休講)

第5条 次の各号いずれかに該当する時、授業は原則として休講とする。

- (1) 事故、地震、積雪、ストライキ等により下記2線のいずれもが不通の時。
ただし、バス等による振替輸送がある場合は、不通とみなさない。

京浜急行線（横浜～久里浜間） JR横須賀線（横浜～久里浜間）

- (2) 県内に、暴風、大雪、暴風雪、特別警報（以下「警報」という。）発令時

- 2 前項により休講となった場合でも、京浜急行線、JR横須賀線が復旧した場合、または、警報が解除された場合は次のとおり授業を行う。

復旧(警報解除)時間	授業実施時限
7:00 現在で復旧(警報が解除)された場合	1時限から実施
8:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	2時限から実施
11:00 現在で復旧(警報が解除)された場合	3時限から実施
12:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	4時限から実施
14:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	5時限から実施
16:30 現在で復旧(警報が解除)された場合	6時限から実施

18:30現在で復旧(警報が解除)された場合	7時限から実施
------------------------	---------

3 第1項に定める場合のほか、学長は災害その他緊急と認める場合は、授業を休講とすることができる。

(試験)

第6条 試験の実施は、学期末に期間を定めて行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、授業科目によっては学期中に随時試験を行うことができる。
- 3 試験は、筆記、口述、レポート提出、実技、実習等の方法により行う。

(成績評価、単位の授与)

第7条 成績は、シラバスに定める単位認定方法及び基準並びに前条で定める試験等により判定する。

- 2 前項で判定した成績の評価基準は、次のとおりとし、S、A、B及びCに所定の単位を与え、D及び／には単位を与えない。

評価	達成度	評点	グレートポイント GP	単位の授与
S	科目の到達目標を十分に達成し、特に優れていると認められる	90点～100点	4	授与する
A	科目の到達目標を十分に達成している	80点～89点	3	
B	科目の到達目標を達成している	70点～79点	2	
C	科目の到達目標を最低限度達成している	60点～69点	1	
D	科目の到達目標を達成していない	59点以下	0	授与しない
／	履修辞退	評価不能	算定しない	—

- 3 評点を付さない授業科目は、授与、不授与をもって表わし、GPには算定しない。
- 4 評価不能については別に定める。
- 5 再試験において単位を授与する場合の評価・評点はC(60点)とする。
- 6 学生は単位を授与されなかった科目を、再履修することができる。
- 7 出席時間数が講義及び演習においては授業時間数の3分の2に満たない学生、実験及び実習においては授業時間数の5分の4に満たない学生には、単位は与えない。

(追試験)

第8条 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることができなかった学生は、願い出により当該科目について追試験を受けることができる。

- 2 前項の規定により追試験を受けようとする学生は、追試験願(様式第3号)に病気の場合にあっては医師の診断書、その他の場合にあっては理由を証する書面を添付し、原則として当該科目の試験の日から1週間以内に学長に提出しなければならない。

(再試験)

第9条 試験及び追試験において単位を授与されなかった学生に対しては、担当教員の判断に基づき当該科目について再試験を行うことができる。

(試験を受けることができない学生)

第10条 次のいずれかに該当する学生は、試験を受けることができない。

- (1) 履修登録をしていない学生
- (2) 試験開始時刻に30分を超えて遅参した学生

(不正行為)

第11条 試験において不正行為をした学生は、その期に実施する試験のうち、その時間以降の試験の受験資格を失う。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て学長が定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(様式第1号)

他領域等科目履修申請書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 様

領域 _____

学籍番号 _____

氏名 _____

次のとおり、担当教員の承諾を得たので、他領域の専門科目の履修を申請します。

1 授業科目名 _____

2 担当教員名

(様式第2号)

欠 席 届

年 月 日

様

- 博士前期課程 (領域)
 博士後期課程

学籍番号 _____

氏名 _____

次のとおり授業を欠席しましたので、報告します。

授 業 科 目 名 _____

欠 席 の 日 時 _____

欠 席 の 理 由

※ 医師の診断書その他欠席した理由を証する書類を添付すること
この欠席届の成績の評価への取扱いは、担当教員の判断となる

(様式第3号)

追 試 験 願

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 様

- 博士前期課程 (領域)
 博士後期課程

学籍番号 _____

氏名 _____

次のとおり試験を受験することができなかったので、追試験を実施して下さるようお願いいたします。

授 業 科 目 名 _____

受験できなかった理由

※ 医師の診断書その他試験を受けられなかった理由を証する書類を添付すること

別表1 (案) (第13条関係)

授業科目の名称	配当 年次	単位数			授業形態			時間 数	備考	
		必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 習			
(保健福祉学研究科保健福祉学専攻 博士前期課程)										
共通科目 連携科目	基幹科目	ヒューマンサービス特論・演習	1・2	3			○	60	3単位必修	
	行政 政 管 理 地 域 教 育 連 携 門	保健福祉行政特論	1・2		2			○	30	7単位以上選択 看護領域CNSコースにおいては、4単位以上(コンサルテーション論・研究法I・IIいずれかを含む)、助産実践コースにおいては、10単位以上を選択(研究法I・研究法IIを含む) 養護教諭専修免許及び栄養教諭専修免許取得希望者は、教育方法論概説・コンサルテーション論・研究法I・IIを含む8単位以上を選択
		人事管理・育成論	1・2		2			○	30	
		ケアマネジメント・地域ケア特論	1・2		2			○	30	
		教育方法論概説	1・2		2			○	30	
		コンサルテーション論	1・2		2			○	30	
	基礎科目	研究法I	1・2		2			○	30	
研究法II	1・2		2			○	30			
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科 目	看護倫理*Ⅰ	1・2		2			○	30	10単位以上選択 看護領域CNSコースにおいては、*科目から6単位以上、※科目6単位を選択する。 小児看護CNSコースにおいては、*※科目に加えて、小児看護学特論I～V9単位、小児看護学演習I～III計5単位、小児看護学実習I～III計10単位、および看護課題研究4単位の合計40単位以上を履修する。 がん看護CNSコースにおいては、*※科目に加えて、がん看護学特論I～IV計8単位、がん看護学演習I～III計6単位、がん看護学実習I～III計10単位、および看護課題研究4単位の合計40単位以上を履修する。 ただし、↑は小児看護CNSコースに、↓はがん看護CNSコースに限る。 養護教諭専修免許取得希望者は、Ⅰから学校看護学特論、学校看護学演習を含む12単位以上を履修する。
		看護理論*	1・2		2			○	30	
		看護管理学・政策特論*	1・2		2			○	30	
		看護管理学・政策演習	1・2		2			○	60	
		看護教育学特論*Ⅰ	1・2		2			○	30	
		看護教育学演習Ⅰ	1・2		2			○	60	
		臨床薬理学※	1・2		2			○	30	
		フィジカルアセスメント※	1・2		2			○	30	
		病態生理学※	1・2		2			○	30	
		基礎看護学特論	1・2		2			○	30	
		基礎看護学演習	1・2		2			○	60	
		ウイメンズヘルスクエア特論	1・2		2			○	30	
		ウイメンズヘルスクエア演習	1・2		2			○	60	
		小児看護学特論ⅠⅠ	1・2		2			○	30	
		小児看護学特論Ⅱ↑	1・2		2			○	30	
		小児看護学特論Ⅲ↑	1・2		2			○	30	
		小児看護学特論Ⅳ↑	1・2		2			○	30	
		小児看護学特論Ⅴ↑	1・2		1			○	15	
		小児看護学演習ⅠⅠ	1・2		2			○	60	
		小児看護学演習Ⅱ↑	1・2		1			○	30	
		小児看護学演習Ⅲ↑	1・2		2			○	60	
		小児看護学実習Ⅰ↑	1・2		2			○	90	
		小児看護学実習Ⅱ↑	1・2		2			○	90	
		小児看護学実習Ⅲ↑	1・2		6			○	270	
		慢性看護学特論	1・2		2			○	30	
		慢性看護学演習	1・2		2			○	60	
		先端侵襲緩和ケア特論	1・2		2			○	30	
		先端侵襲緩和ケア演習	1・2		2			○	60	
		療養生活支援看護学特論	1・2		2			○	30	
		療養生活支援看護学演習	1・2		2			○	60	
		精神保健看護学特論Ⅰ	1・2		2			○	30	
		精神保健看護学演習Ⅰ	1・2		2			○	60	
		地域看護学特論Ⅰ	1・2		2			○	30	
		地域看護学演習Ⅰ	1・2		2			○	60	
		学校看護学特論Ⅰ	1・2		2			○	30	
		学校看護学演習Ⅰ	1・2		2			○	60	
		がん看護学特論Ⅰ	1・2		2			○	30	
		がん看護学特論Ⅱ↓	1・2		2			○	30	
		がん看護学特論Ⅲ↓	1・2		2			○	30	
		がん看護学特論Ⅳ↓	1・2		2			○	30	
		がん看護学演習Ⅰ	1・2		2			○	60	
		がん看護学演習Ⅱ↓	1・2		2			○	60	
がん看護学演習Ⅲ↓	1・2		2			○	60			
がん看護学実習Ⅰ↓	1・2		2			○	90			
がん看護学実習Ⅱ↓	1・2		2			○	90			
がん看護学実習Ⅲ↓	1・2		6			○	270			
看護開発学特論	1・2		2			○	30			
看護開発学演習	1・2		2			○	60			
看護課題研究	1～2		4			○	90	4単位必修 (看護領域CNSコース)		
看護学特別研究	1～2		10			○	150	10単位必修 (看護領域CNSコース・助産実践コースを除く)		

授業科目の名称			配当 年次	単位数			授業形態			時間 数	備考			
				必 修	選 択	自 由	講 義	演 習	実 習					
授 業 科 目 の 概 要	専 門 科 領 域	人間栄養学	1・2	2			○			30	4単位必修 6単位以上選択 栄養教諭専修免許取得希望者は必修科目4単位、Ⅱから 栄養実践活動調査研究特論を含む8単位以上を履修す る。			
		臨床栄養学特論Ⅰ	1・2		2		○			30				
		臨床栄養学特論演習Ⅰ	1・2		2			○		60				
		食品機能学特論Ⅰ	1・2		2		○			30				
		栄養ケア・マネジメント特論	1・2	2			○			30				
		栄養ケア・マネジメント特論演習Ⅰ	1・2		2			○		60				
		栄養ケア・マネジメント実習Ⅰ	1・2		2				○	90				
		栄養実践活動調査研究特論Ⅰ	1・2		2		○			30				
		栄養実践活動調査研究特論演習Ⅰ	1・2		2			○		60				
		栄養政策論	1・2		2		○			30				
栄養学特別研究	1~2	10				○		150	10単位必修					
教 職 科 目	養護・栄養教諭連携論	1・2			2	○			30	養護・栄養教諭連携論を含む自由4単位 ※1は養護教諭専修免許取得希望者のみ ※2は栄養教諭専修免許取得希望者のみ				
	学校保健学特論※1	1・2			2	○			30					
	学校栄養教育特論※2	1・2			2	○			30					
専 門 科 領 域	社 会 福 祉	社会保障特論	1・2		2		○			30	10単位以上選択			
		介護福祉特論	1・2		2		○			30				
		ソーシャルワーク特論Ⅰ	1・2		1		○			15				
		ソーシャルワーク特論Ⅱ	1・2		1		○			15				
		ソーシャルワーク特論Ⅲ	1・2		1		○			15				
		ソーシャルワーク特論Ⅳ	1・2		1		○			15				
		社会福祉調査研究方法論	1・2		2		○			30				
		社会福祉原論	1・2		2		○			30				
		児童福祉特論	1・2		2		○			30				
		高齢者福祉特論	1・2		2		○			30				
		障害者福祉特論	1・2		2		○			30				
		低所得者福祉特論	1・2		2		○			30				
		社会福祉特別演習	1・2		2			○		60				
		地域福祉特論	1・2		1		○			15				
社会福祉学特別研究	1~2	10				○		150	10単位必修					
専 門 科 領 域	リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 学	理 学 療 法 学	運動機能制御学特論	1・2		2		○		30	10単位以上選択			
			運動機能制御学特論演習	1・2		4		○	○	60				
			運動機能障害理学療法学特論	1・2		2		○				30		
			運動機能障害理学療法学特論演習	1・2		4			○			60		
			臨床理学療法学特論	1・2		2		○				30		
			臨床理学療法学特論演習	1・2		4			○			60		
			理学療法学特別研究	1~2	10				○			150	10単位必修	
			作 業 療 法 学	機能障害作業療法学特論	1・2		2		○				30	10単位以上選択
				機能障害作業療法学演習	1・2		3			○			45	
				生活障害作業療法学特論	1・2		2		○				30	
生活障害作業療法学演習	1・2			3			○		45					
作業療法学特別研究	1~2	10					○		150	10単位必修				
学位又は称号		修士（看護学） 修士（栄養学） 修士（社会福祉学） 修士（リハビリテーション学）	学位又は学科の分野				保健衛生学関係（看護学関係）、家政関係、社会学・社会福祉学関係、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）							
修了要件及び履修方法							授業期間等							
2年以上在籍し、共通科目10単位以上（必修科目3単位、選択科目7単位）、専門科目10単位以上、特別研究10単位、合計30単位以上を履修する。 看護領域のCNSコースにおいては、2年以上在籍し、共通科目6単位以上（必修科目3単位、選択科目4単位以上）、修士論文に代えて看護課題研究4単位を含む専門科目40単位以上、合計46単位以上を履修する。							1 学年の学期区分		2期					
							1 学期の授業期間		15週					
							1 時限の授業時間		90分					

別表1 (第13条関係)

授業科目の名称		配当年次	単位数			授業形態			時間数	備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実習			
(保健福祉学研究科保健福祉学専攻 博士前期課程助産実践コース)											
共通科目	基幹科目	ヒューマンサービス特論・演習	1・2	3			○		60	10単位以上を選択 (研究法Ⅰ・研究法Ⅱを含む)	
	連携科目	政策・行政	保健福祉行政特論	1・2		2		○			30
		管理	人事管理・育成論	1・2		2		○			30
		地域	ケアマネジメント・地域ケア特論	1・2		2		○			30
		専門 連携	コンサルテーション論	1・2		2		○			30
	基礎科目		研究法Ⅰ	1・2		2		○			30
		研究法Ⅱ	1・2		2		○		30		
授業科目の概要	助産学	助産学特論Ⅰ	1・2	1			○		15	4単位以上選択	
		助産学特論Ⅱ	1・2	1			○		15		
		助産学特論演習Ⅰ	1・2	2				○	60		
		助産学特論演習Ⅱ	1・2	2				○	60		
		助産学応用演習	1・2	3					○		90
		助産学概論	1・2	2				○			30
		助産基礎特論Ⅰ	1・2	2				○			30
		助産基礎特論Ⅱ	1・2	2				○			30
		助産診断技術特論Ⅰ	1・2	2				○			30
		助産診断技術特論Ⅱ	1・2	2				○			30
		助産診断技術特論Ⅲ	1・2	2				○			30
		助産実践演習Ⅰ	1・2	2					○		60
		助産実践演習Ⅱ	1・2	2					○		60
		助産地域母子支援特論	1・2	2				○			30
		助産管理特論	1・2	2				○			30
	助産実践実習	1・2	11						○		330
	看護学	看護倫理	1・2		2			○			30
		看護理論	1・2		2			○			30
		看護管理学・政策特論	1・2		2			○			30
		看護管理学・政策演習	1・2		2				○		60
		看護教育学特論	1・2		2			○			30
		看護教育学演習	1・2		2				○		60
		臨床薬理学	1・2		2			○			30
		フィジカルアセスメント	1・2		2			○			30
		病態生理学	1・2		2			○			30
		基礎看護学特論	1・2		2			○			30
		基礎看護学演習	1・2		2				○		60
		ウイメンズヘルスクエア特論	1・2		2			○			30
		ウイメンズヘルスクエア演習	1・2		2				○		60
		小児看護学特論Ⅰ	1・2		2			○			30
		小児看護学演習Ⅰ	1・2		2				○		60
	慢性看護学特論	1・2		2			○		30		
	慢性看護学演習	1・2		2				○	60		
	先端侵襲緩和ケア特論	1・2		2			○		30		
	先端侵襲緩和ケア演習	1・2		2				○	60		
	療養生活支援看護学特論	1・2		2			○		30		
	療養生活支援看護学演習	1・2		2				○	60		
	精神保健看護学特論	1・2		2			○		30		
	精神保健看護学演習	1・2		2				○	60		
	地域看護学特論	1・2		2			○		30		
	地域看護学演習	1・2		2				○	60		
	がん看護学特論Ⅰ	1・2		2			○		30		
がん看護学演習Ⅰ	1・2		2				○	60			
看護開発学特論	1・2		2			○		30			
看護開発学演習	1・2		2				○	60			
看護課題研究	1~2		4					○	90		
学位又は称号	修士(看護学)	学位又は学科の分野			保健衛生学関係(看護学関係)、家政関係、社会学・社会福祉学関係、保健衛生学関係(リハビリテーション関係)						
修了要件及び履修方法					授業期間等						
2年以上在籍し、共通科目13単位以上(必修科目3単位、選択科目10単位以上)、修士論文に代えて看護課題研究4単位を含む専門科目48単位以上(必修科目44単位、選択科目4単位以上)、合計61単位以上を履修する。					1学年の学期区分		2期				
					1学期の授業期間		15週				
					1時限の授業時間		90分				

別表 2 (第20条関係)

1 看護領域の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	7	10
専門科目		10	10
特別研究	10		10
合 計	13	17	30

2 看護領域(CNSコース)の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	4	7
専門科目		36	36
課題研究	4		4
合 計	7	40	47

3 看護領域(助産実践コース)の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	10	13
専門科目		44	44
課題研究	4		4
合 計	7	57	61

4. 栄養領域の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	7	10
専門科目	4	6	10
特別研究	10		10
合 計	17	13	30

5 社会福祉領域の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	7	10
専門科目		10	10
特別研究	10		10
合 計	13	17	30

6 リハビリテーション領域(理学療法)の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	7	10
専門科目		10	10
特別研究	10		10
合 計	13	17	30

7 リハビリテーション領域(作業療法)の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
共通科目	3	7	10
専門科目		10	10
特別研究	10		10
合 計	13	17	30

別表3 (第13条関係)

	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			時間数	備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実習			
(保健福祉学研究科保健福祉学専攻 博士後期課程)											
授 業 科 目 の 概 要	保健福祉共通科目	対人援助特論	1・2	2			○		30	2単位必修	
		保健福祉人材育成論	1・2		2		○		30		
		多職種連携システム開発演習	1・2		2			○	30		
		自然科学系アカデミックライティング	1・2		1		○		15		
		社会科学系アカデミックライティング	1・2		1		○		15		
		サービス評価研究特論	1・2		2		○		30		
		生命科学特論	1・2		2		○		30		
		保健福祉学特論	1・2		1		○		15		
	保健福祉専門科目	看護系	看護研究特論	1・2		2		○		30	4単位以上選択（うち、他系への開放科目<看護研究特論、食品健康科学特論、保健福祉栄養評価論、児童福祉学特論、医療福祉学特論、リハビリテーション認知学習行為学特論>から自己の専門系ではない科目を2単位以上選択）
			成長発達期健康看護特論	1・2		2		○		30	
			療養期健康看護特論	1・2		2		○		30	
			包括支援看護特論	1・2		2		○		30	
		栄養系	食品健康科学特論	1・2		2		○		30	
			保健福祉栄養評価論	1・2		2		○		30	
		社会福祉系	児童福祉学特論	1・2		2		○		30	
			地域共生実践・政策特論	1・2		2		○		30	
	リハビリテーション系	医療福祉学特論	1・2		2		○		30		
		リハビリテーション病態解析学特論	1・2		2		○		30		
	保健福祉演習科目		リハビリテーション認知学習行為学特論	1・2		2		○		30	
			成長発達期健康看護演習	1・2		2		○		30	
			療養期健康看護演習	1・2		2		○		30	
			包括支援看護演習	1・2		2		○		30	
食品健康科学演習			1・2		2		○		30		
保健福祉栄養評価演習			1・2		2		○		30		
児童福祉学演習			1・2		2		○		30		
地域共生実践・政策演習			1・2		2		○		30		
医療福祉学演習			1・2		2		○		30		
リハビリテーション病態解析学特論演習			1・2		2		○		30		
リハビリテーション認知学習行為学演習	1・2		2		○		30				
保健福祉研究科目	保健福祉学特別研究	1～3	10			○		150	10単位必修		
学位又は称号	博士（保健福祉学）	学位又は学科の分野			保健衛生学関係（看護学関係）、家政関係、社会学・社会福祉学関係、保健衛生学関係（リハビリテーション関係）						
修了要件及び履修方法							授業期間等				
保健福祉共通科目6単位以上、保健福祉専門科目4単位以上（うち、他系への開放科目<看護研究特論、食品健康科学特論、保健福祉栄養評価論、児童福祉学特論、医療福祉学特論、リハビリテーション認知学習行為学特論>から自己の専門系ではない科目を2単位以上）、保健福祉演習科目2単位以上、保健福祉学特別研究10単位を修得し、合計22単位以上を修得すること。修了要件は、博士後期課程に3年以上在学し、授業科目について、所定の単位数を修得し、必要な研究指導を受け、学位論文の審査に合格すること。							1学年の学期区分	2期			
							1学期の授業期間	15週			
							1時限の授業時間	90分			

別表 4（第20条関係）

博士後期課程の修了に必要な単位数

区 分	修了要件単位数		
	必修	選択	計
保健福祉共通科目	2	4	6
保健福祉専門科目		4	4
保健福祉演習科目		2	2
保健福祉研究科目	10		10
合 計	12	10	22

<博士前期課程>

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科長期履修学生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科規則第19条の規定により履修する学生（以下「長期履修学生」という。）に関し、必要な事項を定める。

(長期履修期間と在学期間)

第2条 長期履修学生として標準修業年限以上の長期にわたり計画的に教育課程を履修する事を認める期間（以下「長期履修期間」という。）は、年度単位とし、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

- (1) 第1年次から長期履修学生として認められる者 3年又は4年
- (2) 第2年次から長期履修学生として認められる者 2年又は3年

2 長期履修学生の在学期間は、次の各号とする。

- (1) 第1年次から長期履修学生として認められ、長期履修期間が3年の者、及び第2年次から長期履修学生として認められ、標準履修期間と長期履修期間の合計が3年の者については4年を超えることができない
- (2) 第1年次から長期履修学生として認められ、長期履修期間が4年の者、及び第2年次から長期履修学生として認められ、標準履修期間と長期履修期間の合計が4年の者については5年を超えることができない

(対象者)

第3条 長期履修学生を申請することができる者は、博士前期課程に入学又は在学する者であり、かつ次の各号の1に該当する者とする。ただし、第2年次に在学する者は申請することができない。

- (1) 職業を有する者
- (2) その他やむを得ない事情であると学長が認める者

(申請手続)

第4条 長期履修学生を希望する者（以下「希望者」という。）は、新入生については入学手続き期間内に、第1年次途中で申請する場合は2年次になる前の2月中に次の各号に掲げる書類に指導教員の意見を添えて学長に提出しなければならない。ただし、希望者が新入生の場合にあっては、指導教員の意見は要しないものとする。

- (1) 長期履修学生申請書（別紙様式第1号又は第2号）
- (2) 就業証明書（職業を有する者）

(許可)

第5条 前条の申請に対しては、研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

(履修期間短縮の申請手続)

第6条 長期履修学生は、履修期間の短縮を希望する場合は、長期履修期間短縮申請書（別紙様式第3号）に指導教員の意見を添えて、短縮された場合に修了を予定する年度に先立つ年度の2月中に学長に申請するものとする。

(履修期間短縮の許可)

第7条 前条の申請に対しては、研究科教授会の議を経て、学長が許可する。

(授業料)

第8条 長期履修学生の授業料の年額は、神奈川県立保健福祉大学授業料等徴収規程第2条に定めるところによる。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修学生に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て、学長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 廃止前の神奈川県立保健福祉大学大学院長期履修学生規程で受けた許可等は、この規程の相当規定により受けた許可等とみなす。

長期履修学生申請書 (新入生用)

神奈川県立保健福祉大学長 殿

次のとおり長期履修学生として履修を希望しますので、必要書類を添えて申請いたします。

氏名		年度入学	
住所	〒	電話	
		E-mail	
勤務先名称		職種	
勤務先住所	〒		
希望する長期履修期間	3年間 ・ 4年間		
長期履修を希望する理由及び履修計画			

長期履修学生申請書 (在学生用)

神奈川県立保健福祉大学長 殿

次のとおり長期履修学生として履修を希望しますので、必要書類を添えて申請いたします。

領域名	領域	学籍番号	
氏名		年度入学	学年
住所	〒	電話	
		E-mail	
勤務先名称		職種	
勤務先住所	〒		
設定する履修期間(通算)	年 月 (入学) ~ 年 月 (履修修了)		
長期履修を希望する理由及び履修計画			

指導教員の意見			
	氏名 :		

長期履修期間短縮申請書

神奈川県立保健福祉大学長 殿

次のとおり、長期履修期間の短縮を希望しますので申請いたします。

領域名	領域	学 籍 番 号	
氏 名		年度入学	学年
住 所	〒	電話	
		E-mail	
当初認定された 長期履修期間	年 月 (履修開始) ~	年 月 (履修修了)	
変更後の 長期履修期間	年 月 (履修開始) ~	年 月 (履修修了)	
長期履修期間 を短縮する理 由			
指導教員の 意見	氏名 :		

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科
博士前期課程における修士論文等の指導、審査等に関する要領

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 研究指導等（第2条～第5条）
- 第3章 修士論文等の審査申請等（第6条～第9条）
- 第4章 修士論文等の提出等（第10条）
- 第5章 修士論文等の審査及び最終試験（第11条～第13条）
- 第6章 その他（第14条～第16条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、神奈川県立保健福祉大学学位規則第16条の規定に基づき、大学院保健福祉学研究科における修士論文及び課題研究（以下、「修士論文等」という。）の指導等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 研究指導等

（指導教員及び指導補助教員）

- 第2条 学生は、希望する指導教員を指導教員希望（変更）届出書（様式第1号）により、1年次の4月5日（土日の場合は翌平日）までに研究科長へ届け出る。
- 2 研究科長は、学生から前項の届出があった時は、研究科教授会の議を経て、研究指導に適する指導教員1名と指導補助教員1名を決定し、指導教員及び指導補助教員通知書（様式第2号）により学生に通知する。
 - 3 指導教員は、学生に対して修士論文等作成に関する全般的な指導を行う。
 - 4 指導補助教員は、学生の修士論文等作成に関する指導の補助を行う。
 - 5 第1項から第2項の規定は、学生が指導教員の変更を希望する場合にこれを準用する。

（履修指導及び研究課題の決定）

- 第3条 指導教員は、学生の研究に必要となる授業科目の履修計画を指導する。
- 2 指導教員は学生の希望する研究課題、指導環境等を勘案して、学生の研究課題の決定について助言を行う。
 - 3 学生は、研究課題届出書（様式第3号）を指導教員の承認を得て、1年次の6月（CNSコース及び助産実践コースにあっては、10月）第4水曜日までに研究科長へ提出する。

（研究計画の立案及び指導）

第4条 指導教員は、決定した研究課題について、学生の研究計画の立案の指導を行う。

- 2 学生は、決定した研究課題について研究計画を立案し、研究計画報告書（様式第4号）を課程修了年度の4月第4水曜日までに研究科長に提出する。
- 3 研究計画は、原則として倫理的側面から本学研究倫理審査委員会の審査を受ける。

（中間発表会等）

第5条 研究科教授会は、学生の修士論文等作成過程における課題・問題点の整理等を図ることを目的として、年1回以上、領域単位で、学生が研究の進捗状況等を報告する公開による中間発表会を開催する。なお、報告する学生及び発表方法は領域の特性に応じて実施する。

第3章 修士論文等の審査申請等

（修士論文等の審査申請）

第6条 修士論文等の審査を希望する学生は、課程修了年度の11月第4金曜日（祝日の場合は翌平日）までに、指導教員及び指導補助教員の承認を得て、修士論文等審査申請書（様式第5号）を研究科長に提出しなければならない。

（修士論文等審査申請の確認）

第7条 学生の指導教員及び指導補助教員は、学生から提出された修士論文等審査申請書（様式第5号）の内容を確認し、研究科教授会に提出する。

（主査及び副査の決定）

第8条 研究科長は、研究科教授会の議を経て、修士論文等審査のための主査1名及び副査2名を指名する。

（主査及び副査）

第9条 研究科長は、主査及び副査を、修士論文等審査申請書（様式第5号）を提出した学生の属する領域の教員のうち、指導教員の資格を有する者の中から指名するものとする。ただし、当該学生の指導教員及び指導補助教員を主査に指名することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、研究科教授会が必要と認めるときは、副査を、当該学生の属する領域の教員のうち指導補助教員の資格を有する者又は当該学生の属する領域以外の領域の教員（指導教員又は指導補助教員の資格を有する者に限る。）若しくは学外の教員（指導教員又は指導補助教員相当の者に限る。）の中から指名することができるものとする。

第4章 修士論文等の提出等

（修士論文等の提出等）

第10条 修士論文等審査申請書（様式第5号）を提出した学生は、次項に定める体裁等により、修士論文等を課程修了年度の1月第1金曜日（1月1日から1月3日の間に当たる場合は、第2金曜日）までに、電子媒体（PDFファイル）にて、研究科長に提出する。

2 提出する修士論文等の体裁等は別表1のとおりとする。

第5章 修士論文等の審査及び最終試験

(修士論文等の審査)

第11条 主査及び副査は、提出された修士論文等を審査するとともに、その修士論文等の内容及び専門領域に関する最終試験（口頭試問）を行い、修士論文等の審査結果及び最終試験の判定結果を、修士論文等審査報告書（様式第6号）に修士論文等審査及び最終試験の結果の要旨（様式第7号）を添付して研究科教授会に報告するものとする。

2 修士論文等の審査及び最終試験における基準は、別表2-1及び別表2-2のとおりとする。

(博士前期課程修了の可否)

第12条 研究科教授会は、主査及び副査による修士論文等の審査結果及び最終試験の判定結果並びに当該学生の単位修得状況により博士前期課程修了の可否を判定するものとする。

(異議申立)

第13条 第11条の規定により審査を受けた者は、その審査結果に異議がある場合は学長に異議を申し立てることができる。

2 学長は前項の異議申立について相当の理由があると認める場合は、研究科長に調査を命ずることができる。

3 前項の規定により調査を実施した時は、研究科長は調査結果を速やかに学長に報告しなければならない。

第6章 その他

(修士論文等発表会)

第14条 研究科教授会は、学生から提出された修士論文等のうち審査に合格したもの（課程修了の判定を得た学生のものに限る。次条において同じ。）について、公開の修士論文等発表会を開催する。

(修士論文等の保存・公開)

第15条 修士論文等は、附属図書館等に保存し、公開する。

2 学生は、保存・公開のための審査済みの修士論文等（最終版）を課程修了年度の2月末日までに、電子媒体（PDFファイル）にて、教務学生課に提出する。

(補則)

第16条 この要領に定めるもののほか、修士論文等の指導、審査等に関し必要な事項は、研究科運営会議の議に基づき、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和6年12月4日から施行する。
- 2 次に掲げる要領等は廃止する。
 - (1) 神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科における学位論文等の指導等に関する要領
 - (2) 修士論文及び課題研究論文審査実施要項
 - (3) 保健福祉学研究科保健福祉学専攻博士前期課程修士論文等審査および最終試験に関する要領
 - (4) 博士前期課程審査用修士論文等提出要領
- 3 前項の規定に関わらず、廃止前の要領等により受けた通知等は、この要領の相当規定により受けた通知等とみなす。

別表第1（第10条関係）

項目	内容
用紙設定	A4判
本文の記載	① 縦置き横書き ② 40字×35行（1ページにつき） ③ 文字フォント 明朝・標準・10.5ポイント ※英文の場合は、ダブルスペース、左揃え ④ 余白 上30mm・下30mm・右30mm・左30mm
使用言語	日本語又は英語
構成概要	論文の構成は概ね次のとおりとする。 ① 表紙（別途指定する様式により作成する。） ② 要旨（A4判原則1枚。最大で2枚以内とし、別途指定する様式により作成する。） ③ 論文 目次 表目次（本文と別綴にする場合は別綴に付す。） 目次（本文と別綴にする場合は別綴に付す。） 本文 序論～結論 引用文献 参考文献 添付資料
ページ及び見出し	① ページは、下中央に数字のみ付ける。本文の最初のページより1を付し、参考文献の最後のページを最終とする。 ② 見出しは、I—1—（1）—A—（A）—a—（a）の順に細分化させる。
表及び図	① 表及び図は、それぞれ「表1」及び「図1」のように一連番号を付し、標題をつける。 ② 表及び図は、本文の該当する箇所に（表1）及び（図1）のように表示する。 ③ 表及び図は、本文に挿入せず、別綴にすることができる。 ④ 写真は、図に準じる。
文献の記載様式	文献の記載は、科学技術情報流通技術基準方式、APA方式及び社会福祉学系の記載方式のいずれかを使用する。

別表第2-1 (第11条関係)

領域	区分	修士論文	課題研究論文
	論文 審査	<p>看護領域において学術的価値があり、看護科学の発展に寄与するものであることを、以下の観点により審査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 先行研究が十分に検討された上で、研究の目的が明確に設定され、研究の意義が示されていること。 ② 研究目的に対して適切な研究方法を用いていること。 ③ 研究全体に一貫性があり、適切な形式や表記で論文が記述されていること。 ④ 研究の実施、もしくは結果の公開において、倫理的な問題がないこと。 	<p>看護実践の質の向上に寄与するものを適切な研究方法でまとめたものであることを、以下の観点により審査する。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研究の目的が明確に設定され、研究の意義が示されていること。 ② 研究目的に対して適切な研究方法を用いていること。 ③ 研究全体に一貫性があり、適切な形式や表記で論文が記述されていること。 ④ 研究の実施、もしくは結果の公開において、倫理的な問題がないこと。
看護	最終 試験	<p>修士論文についての発表および質疑応答、専門領域に関して以下の観点により口頭試問を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 修士論文について簡潔にまとめられた発表をしていること。 ② 発表に対する質疑について適切に回答できていること。 ③ 現場で実践した内容を体系的に整理する能力、および社会へ発信できる能力を身につけていること。 ④ 現場のリーダーまたは管理者としてどのような活躍をしていきたいと考えているかを説明できること。 ⑤ さらに能力を高めるための課題は何かを自らの言葉で述べること。 	<p>課題研究論文についての発表および質疑応答、専門領域に関して以下の観点により口頭試問を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 課題研究論文について簡潔にまとめられた発表をしていること。 ② 発表に対する質疑について適切に回答できていること。 ③ 現場で実践した内容を体系的に整理する能力、および社会へ発信できる能力を身につけていること。 ④ 現場のリーダーまたは管理者としてどのような活躍をしていきたいと考えているかを説明できること。 ⑤ さらに能力を高めるための課題は何かを自らの言葉で述べること。

別表第2-2 (第11条関係)

領域	区分	修士論文
栄養	論文 審査	<p>栄養領域において学術的価値があり、栄養学の発展に寄与するものであることを以下の観点により審査する。</p> <p>① 先行研究を十分に検討した上で、研究の目的が明確に設定され、研究の意義が示されていること。</p> <p>② 研究の実施に際して、人を対象とした場合には研究倫理審査委員会、実験動物を使用した場合には動物実験専門部会の承認を得ていること。</p> <p>③ 研究目的に対して適切な研究方法を用いていること。</p> <p>④ 研究結果において、データの管理および分析が適切に行われていること。</p> <p>⑤ 研究全体に一貫性があり、適切な形式や表記で論文が記述されていること。</p> <p>⑥ 研究を考察するに当たり、引用部分を明確にし、議論を進めていること。</p> <p>⑦ 研究の実施、もしくは結果の公開において倫理的な問題がないこと。</p>
	最終 試験	<p>修士論文についての発表および質疑応答、専門領域に関する口頭試問を以下の観点により行う。</p> <p>① 修士論文について簡潔にまとめられた発表をしていること。</p> <p>② 発表に対する質疑について適切に回答できていること。</p> <p>③ 研究の内容を現場に生かすための体系的に整理する能力、および社会へ発信できる能力を身につけていること。</p> <p>④ 現場のリーダーまたは管理者としてどのような活躍をしていきたいと考えているかを説明できること。</p> <p>⑤ さらに能力を高めるための課題を自らの言葉で述べること。</p>
社会 福祉	論文 審査	<p>社会福祉領域において学術的価値があり、社会福祉学の発展に寄与するものであることを以下の観点により審査する。</p> <p>① 先行研究との関連で、研究目的及び研究意義を明示していること。</p> <p>② 研究倫理規定にそった論文であること。</p> <p>③ 研究目的に対して適切な研究方法を用いていること。</p> <p>④ 研究方法にそって、データ収集及び分析が適切に行われていること。</p> <p>⑤ 研究全体に一貫性があり、適切に記述されていること。</p> <p>⑥ 引用箇所を明示したうえで、自らの考察を進めていること。</p> <p>⑦ 研究全体が論理的かつ明快であること。</p> <p>⑧ 当該論文の内容を公開することが研究倫理上適切であること。</p>
	最終 試験	<p>修士論文についての発表および質疑応答、専門領域に関する口頭試問を以下の観点により行う。</p> <p>① 修士論文について簡潔にまとめた発表であること。</p> <p>② 発表に対する質疑について適切に回答できること。</p> <p>③ 研究を実践現場に生かすための基礎的能力を身につけていること。</p> <p>④ 自らの今後の抱負について説明できること。</p> <p>⑤ 自らの能力を高めるための課題を説明できること。</p>

リハビリテーション	論文審査	<p>リハビリテーション領域において学術的価値があり、リハビリテーション学の発展に寄与するものであることを以下の観点により審査する。</p> <p>① 先行研究を十分に検討した上で、研究の目的が明確に設定され、研究の意義が示されていること。</p> <p>② 研究の実施に際して、人を対象とした場合には研究倫理審査委員会、実験動物を使用した場合には動物実験専門部会の承認を得ていること。</p> <p>③ 研究目的に対して適切な研究方法を用いていること。</p> <p>④ 研究結果において、データの管理および分析が適切に行われていること。</p> <p>⑤ 研究全体に一貫性があり、適切な形式や表記で論文が記述されていること。</p> <p>⑥ 研究を考察するに当たり、引用部分を明確にし、議論を進めていること。</p> <p>⑦ 研究の実施、もしくは結果の公開において倫理的な問題がないこと。</p>
	最終試験	<p>修士論文についての発表および質疑応答、専門領域に関する口頭試問を以下の観点により行う。</p> <p>① 修士論文について簡潔にまとめられた発表をしていること。</p> <p>② 発表に対する質疑について適切に回答できていること。</p> <p>③ 研究の内容を現場に生かすための体系的に整理する能力、および社会へ発信できる能力を身につけていること。</p> <p>④ 現場のリーダーまたは管理者としてどのような活躍をしていきたいと考えているかを説明できること。</p> <p>⑤ さらに能力を高めていくための課題を自らの言葉で述べること。</p>

指導教員希望（変更）届出書

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

研究指導を希望する教員を次のとおり届け出ます。

博士前期課程（領域）	入学年度	年度入学（長期年）
学生氏名	学籍番号	
希望指導教員		

指導教員及び指導補助教員通知書

指導教員・指導補助教員を次のとおり通知します。

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長

指導を受ける 学生	博士前期課程（ 領域）		年度入学（長期 年）	
	氏 名		学籍番号	
指導教員				
指導補助教員				

研究課題届出書

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

次のとおり、研究課題を届け出ます。

博士前期課程（	領域）	入学年度	年度入学（長期 年）
学生氏名		学籍番号	
指導教員			
指導補助教員			
研究課題名			
指導教員の 意見等			

※研究課題名欄には、課題名のみを記載してください。

研究計画報告書

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

次のとおり、研究計画を届け出ます。

博士前期課程（	領域）	入学年度	年度入学（長期 年）
学 生 氏 名		学籍番号	
指 導 教 員		指導補助教員	
研究課題名			
研 究 計 画	1 目的・意義		
	2 対象・方法		
	3 倫理審査・動物実験等計画書の申請状況		
	4 現在の進捗		

修士論文等審査申請書

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

次のとおり、修士論文等の審査を申請します。

博士前期課程（領域）		年度入学 学年	
学生氏名		学籍番号	
指導教員		指導補助教員	
修士論文等 題目			

修士論文等審査報告書

年 月 日

主査

副査

副査

次の学生の修士論文等審査及び最終試験の結果を報告します。

博士前期課程（領域）	学籍番号	
学生氏名		
修士論文等題名		
修士論文等審査及び最終試験結果	合格	・ 不合格
添付書類	1 修士論文等審査及び最終試験の結果の要旨（様式第7号） 2 修士論文等要旨	

＜博士後期課程＞

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科 博士後期課程における博士論文等の指導、審査等に関する要領

目次

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 研究指導等（第2条～第5条）
- 第3章 研究計画審査（第6条～第9条）
- 第4章 博士論文予備審査（第10条～第12条）
- 第5章 博士論文最終審査（第13条～第17条）
- 第6章 その他（第18条～第21条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この要領は、神奈川県立保健福祉大学学位規則（以下「規則」という。）第16条の規定に基づき、大学院保健福祉学研究科における博士論文（予備審査用論文を含む。）の指導等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 研究指導等

（指導教員）

- 第2条 学生は、希望する指導教員を指導教員希望（変更）届出書（様式第1号）により1年次の4月5日（土日の場合は翌平日）までに研究科長へ届け出る。
- 2 研究科長は、学生から第1項の届出があった時は、研究科教授会の議を経て、研究指導に適する指導教員1名を決定し、指導教員通知書（様式第2号の1）により学生に通知する。
 - 3 指導教員は、学生に対して博士論文作成に関する全般的な指導を行う。
 - 4 第1項から第2項の規定は、学生が指導教員の変更を希望する場合にこれを準用する。

（履修指導並びに研究課題及び指導補助教員の決定）

- 第3条 指導教員は、学生の研究に必要な授業科目の履修計画を指導する。
- 2 指導教員は学生の希望する研究課題、指導環境等を勘案して、学生の研究課題の決定について助言を行う。
 - 3 学生は、研究課題届出書（様式第3号）を指導教員の承認を得て、1年次の4月第3水曜日までに研究科長へ提出する。
 - 4 研究科長は、学生から前項の届出があった時は、研究科教授会の議を経て、研究指導に適する指導補助教員2名を決定し、指導補助教員通知書（様式第2号の2）により学生に通知する。この場合において、指導補助教員は学生の属する領域の系と異なる系の教員を1名以上含むものとする。

5 指導補助教員は、学生の博士論文作成に関する指導の補助を行う。

(研究計画の立案及び指導)

第4条 指導教員は、決定した研究課題について、学生の研究計画の立案の指導を行う。

2 研究計画は、原則として倫理的側面から本学研究倫理審査委員会の審査を受ける。

(中間発表会等)

第5条 研究科教授会は、学生の博士論文作成過程における課題・問題点の整理等を図るため、博士論文中間報告会（以下「報告会」という。）及び研究計画発表会（以下「発表会」という。）を開催する。

2 報告会は、学生に学修機会を提供し、学生相互が主体的に議論を進め、保健福祉学への理解を深めるとともに、自ら研究の課題等を明らかにし、学生の研究能力の向上を図ることを目的として開催するものとする。報告会は修了予定年次の学生を除く博士後期課程に在学する学生を対象に年1回以上開催する。

3 発表会は、学生の研究計画の実現可能性や倫理上の課題等について、教員が専門的見地から助言するために開催するものとする。

4 前項に規定する発表会は、研究計画審査申請の前に行うものとし、研究計画審査の申請を行おうとする学生の指導教員が、研究科教授会に発表会の開催の申し出を行うものとする。申し出を受けた研究科教授会は研究計画審査申請に先立ち発表会を開催する。

第3章 研究計画審査

(研究計画発表会)

第6条 発表会は、学生と指導教員が調整の上、日時を決定し、次のとおり実施するものとする。

- (1) 時間配分は、学生1人につき発表20分、質疑応答10分、合計30分を目安とする。
- (2) 公開の範囲は、原則として、本学の教員及び大学院生とする。
- (3) A4縦2ページ以内で要旨を作成し、配付する。資料の回収が必要な場合には回収する。

(研究計画審査申請書の提出)

第7条 発表会を終えた者は、指導教員の指導を受け、研究計画書（任意様式）を作成し、研究計画審査申請書（様式第4号）及び博士後期課程研究計画概要書（様式第5号）を教務学生課に提出するものとする。

2 最終提出期限は、課程修了予定年度の前年度の5月20日（土日の場合は翌平日）とする。

(研究計画審査会の設置)

第8条 研究計画審査申請書を提出した学生の指導教員は、研究計画審査会の審査員候補者及び審査実施候補日について、研究計画審査会審査員候補者一覧（様式第6号）により教

務学生課へ報告する。報告期限は、教務学生課から別途指定する。

- 2 研究科長は、研究計画審査申請書（様式第4号）及び研究計画審査会審査員候補者一覧（様式第6号）が提出されたら、研究科教授会の議を経て研究計画審査会を設置し、主査1名及び副査2名以上を選任する。
- 3 研究計画審査会の審査員は3名以上とし、当該研究に関連深い学問分野を担当する教員のうち、研究指導教員の資格を有する者の中から、研究科教授会の議を経て、研究科長が選任する。
- 4 研究科長は、前項で選任された審査員の中から1名を主査に、他の審査員を副査に指名する。ただし、研究科長は、研究計画を申請した者の指導教員及び指導補助教員を主査に指名することはできない。
- 5 教務学生課は、研究計画審査会の実施を申請者へ通知するとともに、審査員に審査書類を配付する。

（研究計画審査の実施）

第9条 研究計画審査会では、必要があると認められる場合に、申請者による研究計画の発表及び質疑応答を行う。発表を行う場合の時間配分は、研究計画発表会と同様とする。

- 2 審査員は、博士論文研究計画審査の観点（別表第1）を参考に研究計画が適切であるか審査を行い、可否を判定する。審査終了後は審査資料を教務学生課へ返却する。
- 3 主査は、研究計画審査結果報告書（様式第7号）を作成し、教務学生課へ提出する。提出期限は、教務学生課から別途指定する。
- 4 研究科長は、上記報告書を確認し、研究計画審査結果通知書（様式第8号）により申請者へ審査結果を通知するとともに、研究科教授会に審査結果を報告する。
- 5 研究計画の審査に合格した者は、原則として研究指導教員の指導を受け速やかに研究倫理審査等を受けなければならない。

第4章 博士論文予備審査

（博士論文予備審査の申請）

第10条 博士論文予備審査を申請する者は、指導教員の指導を受け、次項に定める体裁等により、課程修了年度の10月初旬（ただし、9月修了の場合は、課程修了年度の4月初旬）までに、次の書類を電子媒体（PDFファイル）により、研究科教授会に博士論文予備審査（以下「予備審査」という。）を申請しなければならない。

- (1) 博士論文予備審査申請書（様式第9号）
 - (2) 予備審査用論文
 - (3) 論文の要旨（様式第11号）
 - (4) 研究業績書（様式第12号）
- 2 申請する博士論文の体裁等は別表第2のとおりとする。

（博士論文予備審査会の設置）

第 11 条 博士論文予備審査申請書を提出した申請者の指導教員は、博士論文予備審査会の審査員候補者及び審査実施候補日について、博士論文予備審査会審査員候補者一覧（様式第 14 号の 1）により教務学生課へ報告する（報告期限は、研究科長が別途指定する）。

2 博士論文予備審査会の審査員は 3 名以上で、指導教員の資格を有する者とし、申請者の指導教員及び指導補助教員を主査に指名することはできない。

3 審査員候補者のうち 1 名は、申請者の属する領域の系と異なる系から選出されるよう努めるものとする。

4 当該審査員が、博士論文最終審査の審査員も務めることを妨げない。ただし、申請者の指導教員、指導補助教員及び副論文の共著者は除く。

5 研究科長は、博士論文予備審査会審査員候補者一覧（様式第 14 号の 1）が提出されたら、研究科教授会の議を経て博士論文予備審査会を設置し、主査 1 名及び副査 2 名以上を選任する。

6 研究科長は、博士論文予備審査会の実施を申請者へ通知するとともに、審査員に審査書類を配付する。

（博士論文予備審査会の実施）

第 12 条 審査は、予備審査の請求をした学生が公開の場で発表・質疑を行い、その後、非公開の審査会において当該論文の内容についての口頭試問を行う。

2 博士論文予備審査員は、発表の内容、質疑への対応や提出された予備審査用論文、予備審査用論文の要旨及び研究業績書等を博士論文評価基準（別表第 3）を基に審査し、博士論文予備審査会は、博士論文予備審査の可否を判定する。

3 審査員は必要に応じて予備審査用論文の審査に関して、申請者に関連する資料を提出させ、または必要事項について質問し、もしくは再度口頭試問を行うことができる。

4 主査は、予備審査結果報告書（様式第 15 号の 1）を作成し、教務学生課へ提出する（提出期限は、研究科長が別途指定する）。

5 博士論文予備審査会は、審査結果に条件等を付すことができる。審査終了後は審査資料を教務学生課へ返却する。

6 研究科長は、予備審査結果報告書（様式第 15 号の 1）を確認し、博士論文予備審査結果通知書（様式第 16 号の 1）により申請者へ審査結果を通知するとともに、研究科教授会に審査結果を報告する。

第 5 章 博士論文最終審査

（申請資格）

第 13 条 博士論文の最終審査申請ができる者は、規則第 4 条で定めるほか、単著又は筆頭著者として掲載又は掲載が予定されている（以下「副論文」という。）を 1 編以上有し、博士論文予備審査に合格した者とする。ただし、副論文は、国際的に評価されている英文誌（原則として、トムソン・ロイター社の Web of Science を基にした Journal Citation Reports において、Impact factor が算出されているものに限る。）又は、日本学術会

議協力団体による査読が行われている和文誌の原著論文又は原著論文に相当すると認められるものとする。

(博士論文最終審査の申請)

第14条 博士論文最終審査を申請する者は、指導教員の承認を得て、課程修了年度の1月第1金曜日（1月1日から1月3日の間に当たる場合は、第2金曜日。ただし、9月修了の場合は、課程修了年度の7月第1金曜日）までに、次の書類を電子媒体（PDFファイル）により、研究科長に提出しなければならない。

- (1) 博士論文審査申請書（様式第10号）
- (2) 博士論文
- (3) 副論文
- (4) 論文目録（様式第13号）
- (5) 論文の要旨（様式第11号）
- (6) 研究業績書（様式第12号）
- (7) その他、研究科教授会が必要と認める書類

2 申請する博士論文の体裁等は別表2のとおりとする。

3 副論文及び学術誌に係る添付書類は、次のとおりとする。

ア 副論文

- (ア) 共通する書面として、原著論文であると確認できる書面または当該論文が原著論文相当であると申請者が判断した根拠を示す書面及び指導教員の意見を付した書面
- (イ) 学術誌に投稿され、既に掲載された論文の場合、当該学術誌の誌面の写し
- (ウ) 学術誌に投稿され、査読を経た（アクセプトされた）論文の場合、投稿した原稿及び学術誌にアクセプトされた証明書またはそれを確認できる書面

イ 学術誌

- (ア) 共通する書面として、当該学術誌の出版社・タイトル等が確認できる奥付又は当該学術誌の表紙の写しなどの書面
- (イ) 当該学術誌が英文誌の場合、当該英文誌のインパクトファクターを確認できる書面
- (ウ) 当該学術誌が和文誌の場合、日本学術会議協力学術研究団体による査読がされたことが確認できる書面

(博士論文審査会の設置)

第15条 博士論文審査申請書を提出した申請者の指導教員は、博士論文審査会の審査員候補者及び審査実施候補日について、博士論文審査会審査員候補者一覧（様式第14号の2）により教務学生課へ報告する（報告期限は、研究科長が別途指定する）。

2 博士論文審査会の審査員は3名以上で、指導教員の資格を有する者とし、申請者の指導教員及び指導補助教員並びに第13条で定める学術論文の共著者を審査員に指名することはできない。

- 3 審査員候補者のうち1名は、申請者の属する領域の系と異なる系から選出されるよう努めるものとする。
- 4 研究科長は、博士論文最終審査会審査員候補者一覧（様式14号の2）が提出されたら、研究科教授会の議を経て博士論文最終審査会を設置し、主査1名及び副査2名以上を選任する。
- 5 研究科教授会は、必要があると認めるときは予備審査と博士論文最終審査で、審査員を変更することができる。
- 6 研究科教授会は、必要に応じて学外の有識者等を審査員として選任することができる。
- 7 研究科長は、博士論文審査会の実施を申請者へ通知するとともに、審査員に審査書類を配付する。

（博士論文最終審査の実施）

第16条 審査は、非公開の審査会において当該論文の内容についての口頭試問を行う。

- 2 博士論文最終審査員は、提出された博士論文、副論文、博士論文の要旨及び研究業績書等を博士論文評価基準（別表第3）を基に審査し、博士論文審査会は、博士論文最終審査の可否を判定する。
- 3 審査員は必要に応じて最終審査用論文の審査に関して、申請者に関連する資料を提出させ、または必要事項について質問し、もしくは再度口頭試問を行うことができる。
- 4 主査は、博士論文審査結果報告書（様式第15号の2）を作成し、博士論文審査及び最終試験の結果の要旨（様式第17号）及び論文の要旨（様式第11号）を添付の上、教務学生課へ提出する（提出期限は、研究科長が別途指定する）。
- 5 審査終了後は審査資料を教務学生課へ返却する。
- 6 研究科長は、博士論文審査結果報告書（様式第15号の2）を確認し、博士論文最終審査結果通知書（様式第16号の2）により申請者へ審査結果を通知するとともに、研究科教授会に審査結果を報告する。

（異議申立）

第17条 第10条から第16条の規定により審査を受けた者は、その審査結果に異議がある場合は学長に異議を申し立てることができる。

- 2 学長は前項の異議申立について相当の理由があると認める場合は、研究科長に調査を命ずることができる。
- 3 前項の規定により調査を実施した時は、研究科長は調査結果を速やかに学長に報告しなければならない。

第6章 その他

（博士論文発表会）

第18条 研究科教授会は、学生から提出された博士論文のうち、審査に合格したもの（課程修了の判定を得た学生のものに限る。次条において同じ。）について、公開の博士論文発表

会を開催する。

(博士論文の保存及び公開)

第 19 条 博士論文は、附属図書館等に保存し、公開する。

- 2 学生は、保存・公開のための審査済みの博士論文（最終版）を課程修了年度の 2 月末日（ただし、9 月修了の場合は、課程修了年度の 8 月末日）までに、電子媒体（PDF ファイル）にて、教務学生課に提出する。

(博士論文のインターネットによる公表)

第 20 条 規則第 14 条に基づき、博士論文を神奈川県立保健福祉大学機関リポジトリ（以下「機関リポジトリ」という。）により公表する。

- 2 公表用論文は、次に掲げるものを別途指定された期日までに、教務学生課に提出するものとする。

- (1) 博士論文の公表に関する申出書（様式第 18 号）
- (2) 博士論文全文の電子媒体（PDF ファイル）
- (3) 博士論文の内容の要旨の電子媒体（PDF ファイル）

なお、(2)及び(3)については、1 枚の CD-R に併せて保存し提出すること。

- 3 電子媒体の仕様は次のとおりとする。

- (1) PDF/A (ISO19005) を推奨する。
- (2) データには暗号化、パスワード設定、印刷制限等を行わないこと。
- (3) 文字フォントはすべて埋め込みとする。（外部フォントを使用しない。）

- 4 研究科長が、次の事由のいずれかに該当し、やむを得ないと認めた場合は、博士論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。

- (1) 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- (2) 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む場合
- (3) 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により博士の学位を授与された者にとって明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から 1 年を超えて生じる場合
- (4) その他全文公表が適切でないと思われる特別な事由がある場合

- 5 論文の要約を公表する場合は、第 2 項において指定する提出物に加え、当該論文の要約の電子媒体（PDF ファイル）を提出するものとする。

なお、この場合も第 3 項により作成、保存の上、提出すること。

- 6 要約により博士論文を公表した執筆者は、やむを得ない事由が解消した場合は、速やかに博士論文の公表に関する変更届出書（様式第 19 号）を研究科長に提出するとともに、博士論文全文を公表するものとする。

- 7 電子媒体の作成及び機関リポジトリへの登録に関しては、神奈川県立保健福祉大学機関

リポジトリ運用に関する要領に基づき行うものとする。

- 8 電子媒体の作成に要する費用は、博士論文の執筆者本人の負担とする。
- 9 研究科長は、学位を授与された者に代わり、神奈川県立保健福祉大学附属図書館長に機
関リポジトリによる博士論文の公表を依頼する。

(補則)

第 21 条 この要領に定めるもののほか、博士論文の指導、審査等に関し必要な事項は、研究
科運営会議の議に基づき、研究科長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、令和 6 年 12 月 4 日から施行する。
- 2 次に掲げる要領等は廃止する。
 - (1) 神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科における学位論文等の指導等に関する要領
 - (2) 博士論文審査実施要項
 - (3) 保健福祉学研究科保健福祉学専攻博士後期課程博士論文評価基準および最終試験基準
 - (4) 博士論文計画研究審査に関する細則
 - (5) 博士論文予備審査に関する細則
 - (6) 博士論文最終審査に関する細則
 - (7) 博士後期課程審査用論文等提出等要領
 - (8) 博士論文のインターネット公表に関する要項
- 3 前項の規定に関わらず、廃止前の要領等により受けた通知等は、この要領の相当規定により受けた通知等とみなす。

別表第1（第9条関係）

博士論文研究計画審査の観点	
① 研究課題の学術的重要性・妥当性	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学術的に見て、推進すべき重要な研究課題であるか。 ・ 研究構想や研究目的が具体的かつ明確に示されているか。 ・ 十分な文献検討に基づき、新規性のある研究課題が設定されているか。 ・ 研究課題は明瞭かつ具体的であるか ・ 保健福祉学的な観点から研究の意義が説明されているか。
② 究計画・方法の妥当性	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究したいと考えている現象・内容の範囲が明確にされているか。 ・ 研究方法は適切か。 ・ 研究目的を達成するため、研究計画は十分練られたものになっているか。 ・ 研究期間は妥当なものか。 ・ 研究経費の検討とその入手先の検討は行われているか。 ・ 研究計画は実現可能性があるかと判断できるか。 ・ 研究計画は倫理的な観点からみて問題はないか。
③ 研究課題の独創性及び革新性	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究対象、研究手法やもたらされる研究成果等について、独創性や革新性が見込まれるか。
④ 研究課題の波及効果及び普遍性	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保健福祉分野もしくは関連研究分野の進展に対する貢献、学術的な波及効果が期待できるか。
⑤ 研究遂行能力及び研究環境の適切性	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究計画の遂行に必要な能力および研究施設・設備・研究対象や資料等、研究環境が整うと判断できるか。 ・ 研究成果の公表が計画的に検討されているか。

別表第2（第10条関係）

項目	内容
用紙設定	A4判
本文の記載	① 縦置き横書き ② 40字×35行（1ページにつき） ③ 文字フォント 明朝・標準・10.5ポイント ※英文の場合は、ダブルスペース、左揃え ④ 余白 上30mm・下30mm・右30mm・左30mm
使用言語	日本語又は英語
構成概要	論文の構成は概ね次のとおりとする。 ① 中表紙（別記様式により作成する。） ② 要旨（A4判2,000字程度とし、様式第11号により作成する。） ③ 論文 目次 表目次（本文と別綴にする場合は別綴に付す。） 図目次（本文と別綴にする場合は別綴に付す。） 本文 序論～結論 引用文献 参考文献 添付資料 ④ 論文目録（最終審査用論文のみ） ⑤ 副論文（博士論文最終審査申請時のみ）
ページ 及び 見出し	① ページは、下中央に数字のみ付ける。本文の最初のページより1を付し、参考文献の最後のページを最終とする。 ② 見出しは、I—1—（1）—A—（A）—a—（a）の順に細分化させる。
表及び図	① 表及び図は、それぞれ「表1」及び「図1」のように一連番号を付し、標題をつける。 ② 表及び図は、本文の該当する箇所に（表1）及び（図1）のように表示する。 ③ 表及び図は、本文に挿入せず、別綴にすることができる。 ④ 写真は、図に準じる。
文献の 記載様式	文献の記載は、科学技術情報流通技術基準方式、APA方式及び社会福祉学系の記載方式のいずれかを使用する。

神奈川県立保健福祉大学 大学院

保健福祉学研究科保健福祉学専攻

【博士論文（予備審査）】

「○○○○○○○○○○○○○○○○」



○○○○年度修了予定

博士後期課程

学籍番号：○○○○○○○○○○



研究指導教員 ： ○○ ○○

研究指導補助教員 ： ●● ●●

●● ●●

※ 最終審査用論文の場合は、上記「(予備審査)」の部分を削除

別表第3（第12条関係）

博士論文評価基準	
⑥	保健・医療・福祉分野において社会的意義が認められること。
	「社会的意義」とは、研究によって得られた知見が保健・医療・福祉分野における学術上の創造性や新規性を有していることをいう。
⑦	研究方法、論旨展開、研究倫理において妥当性を有していること。
	「研究方法」において妥当性を有しているかの判断に際しては、次の要素を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 先行研究等に裏付けされた学術的見地からみて実証的あるいは論理的な整合性がある。
	「論旨展開」において妥当性を有しているかの判断に際しては、次の要素をいずれも考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 文章表現および体裁が整えられている。 ・ 研究論文全般に対して論旨が明確で一貫性がある。 ・ 得られた研究結果と考察に整合性がある。 ・ 研究結果の表現が適切である。 (図表表記の正確さやわかりやすさ、本文と図表の整合性)。 ・ 先行研究について十分な知見を有し、適切な引用がなされている。
	「研究倫理」において妥当性を有しているかの判断に際しては、次の要素を考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 実証の手続きが明記されている。 ・ 倫理的配慮を遵守している。
③	保健福祉学の発展に貢献できる学術的価値と独創性を兼ね備えていること。
	「保健福祉学の発展に貢献できる学術的価値」の判断においては、次の要素をいずれも考慮する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 研究の将来性、発展性が認められる。 ・ 得られた成果の学術的到達度（当該専門分野の原著論文又は原著論文に相当する水準）が認められる。
最終試験基準	
本研究科の博士学位取得者にふさわしい見識と倫理観を持って、自立して研究活動を行うことができる能力を有していること。	

指導教員希望（変更）届出書

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

研究指導を希望する教員を次のとおり届け出ます。

博士後期課程		入学年度	年度入学
学生氏名		学籍番号	
指導教員			

指導教員通知書

指導教員を次のとおり通知します。

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長

指導を受ける 学生	博士後期課程		年度入学	
	氏名		学籍番号	
指導教員				

指導補助教員通知書

指導補助教員を次のとおり通知します。

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長

指導を受ける学生	博士後期課程		年度入学	
	氏名		学籍番号	
指導教員				

指導補助教員	
指導補助教員	

研究課題届出書

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

次のとおり、研究課題を届け出ます。

博士後期課程		入学年度	年度入学
学生氏名		学籍番号	
指導教員			
研究課題名			
指導教員の 意見等			

※研究課題名欄には、課題名のみを記載してください。

研究計画審査申請書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

保健福祉学研究科保健福祉学専攻
博士後期課程 年度入学

学籍番号

申請者氏名

博士論文審査実施要項第2条の規定により研究計画審査を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 研究題目

2 添付書類

- (1) 博士後期課程研究計画概要書（様式第5号）
- (2) 研究計画書

指導教員氏名

指導補助教員氏名

指導補助教員氏名

博士後期課程研究計画概要書

年 月 日

氏名		学籍番号	(年度入学)
研究題目			
研究の準備状況			
研究の背景			
研究目的			
研究方法			

研究計画審査会 審査員候補者一覧

研究計画審査申請書提出者 氏名： _____

指導教員 ： _____

指導補助教員： _____

区分	氏名
主査	
副査	
副査	

【審査会実施候補日】

日時： _____年 _____月 _____日（ ） _____時 _____分～

- ※ 審査員は3名以上で、研究指導教員の資格を有する者であること。
- ※ 申請者の指導教員及び指導補助教員を主査に指名することはできない。

様式第7号（第9条関係）

研究計画審査結果報告書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

研究計画審査員

主査

副査

副査

博士論文の研究計画審査結果について、次のとおり報告します。

申請者氏名		学籍番号	
研究題目			
研究計画審査の結果の要旨			
研究計画審査結果	合格 ・ 不合格		
添付書類	博士後期課程研究計画概要書（様式第5号）		

様式第8号（第9条関係）

研究計画審査結果通知書

年 月 日

申請者

（学籍番号 _____）

_____ 殿

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科

研究科長

研究題目 _____

年 月 日付けで審査申請のありました上記の研究計画について、博士論文研究計画審査会で審査した結果、次のとおりでしたので通知します。

- 1 審査結果 合格 ・ 不合格

- 2 審査結果の要旨

様式第9号（第10条関係）

博士論文予備審査申請書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

保健福祉学研究科保健福祉学専攻
博士後期課程 年度入学

学籍番号

申請者氏名

博士（保健福祉学）の学位を申請するに当たり、神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科博士後期課程における博士論文の指導、審査等に関する要領第10条の規定により博士論文予備審査を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 博士論文題目

2 添付書類

- (1) 予備審査用論文
- (2) 論文の要旨
- (3) 研究業績書

指導教員氏名

指導補助教員氏名

指導補助教員氏名

様式第 10 号（第 14 条関係）

博士論文審査申請書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

保健福祉学研究科保健福祉学専攻
博士後期課程 年度入学

学籍番号 _____

申請者氏名 _____

神奈川県立保健福祉大学学位規則第 5 条の規定に基づき、次のとおり関係書類を添え
博士論文を提出しますので、審査願います。

- 1 博士論文
- 2 副論文
- 3 論文目録
- 4 論文の要旨
- 5 研究業績書

指導教員氏名 _____

指導補助教員氏名 _____

指導補助教員氏名 _____

様式第 11 号 (第 14 条関係)

論文の要旨

学籍番号 _____

氏名 _____

題 目	
要 旨	

(注) 内容は 2,000 字程度 (1,600 字以上 2,400 字以下) とすること

研究業績書

氏 名				
著書・学术论文 等の名称	単著・ 共著の別	発行又は 発表年月日	発行所・発表雑誌等 又は発表学会等の名称	概 要

論文目録

学籍番号

氏名

博士論文

題目

副論文 編 冊

- 1 題目
- 2 著者名
- 3 学術雑誌等 (巻・号・頁)
- 4 発行年月日

参考論文 編 冊

- 1 題目
- 2 著者名
- 3 学術雑誌等 (巻・号・頁)
- 4 発行年月日

博士論文予備審査審査会

審査員候補者一覧

審査申請書提出者 氏名 : _____

指導教員 : _____

指導補助教員 : _____

区分	氏名
主査	
副査	
副査	

【公開発表会実施候補日】

発表方法 対面 ・ オンライン

日時 : 年 月 日 () 時 分～

【審査会実施候補日】

日時 : 年 月 日 () 時 分～

- ※ 審査員は 3 名以上で、研究指導教員の資格を有する者であること。
- ※ 申請者の指導教員及び指導補助教員を主査に指名することはできない。
- ※ 審査員候補者のうち 1 名は、申請者の属する領域の系と異なる系から選出されるよう努めるものとする。
- ※ 公開発表会は、審査会の前に実施すること。
- ※ 審査会は、研究科教授会の議を経て実施する。

様式第 14 号の 2 (第 15 条関係)

博士論文審査審査会

審査員候補者一覧

審査申請書提出者 氏名 : _____

指導教員 : _____

指導補助教員 : _____

区分	氏名
主査	
副査	
副査	

【審査会実施候補日】

日時 : _____年 _____月 _____日 () _____時 _____分～

- ※ 審査員は 3 名以上で、研究指導教員の資格を有する者であること。
- ※ 申請者の指導教員及び指導補助教員を主査に指名することはできない。
- ※ 審査員候補者のうち 1 名は、申請者の属する領域の系と異なる系から選出されるよう努めるものとする。
- ※ 審査会は、研究科教授会の議を経て実施する。

予備審査結果報告書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

博士論文審査員

主査

副査

副査

博士論文の予備審査結果について、次のとおり報告します。

申請者氏名		学籍番号	
論文題目			
予備審査の結果の要旨			
予備審査結果	合格 ・ 不合格		
添付書類	論文の要旨 (様式第 11 号)		

様式第 15 号の 2 (第 16 条関係)

博士論文審査結果報告書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

博士論文審査員

主査

副査

副査

博士論文審査及び最終試験の結果について、次のとおり報告します。

申請者氏名		学籍番号	
論文題目			
審査年月日	年 月 日		
論文審査及び 最終試験結果	合格 ・ 不合格		
添付書類	1 博士論文審査及び最終試験の結果の要旨 (様式第 17 号) 2 論文の要旨 (様式第 11 号)		

様式第 16 号の 1 (第 12 条関係)

博士論文予備審査結果通知書

年 月 日

申請者

(学籍番号)

_____ 殿

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科

研究科長

研究題目 _____

年 月 日付けで審査申請のありました上記の博士論文予備審査結果について、次のとおりでしたので通知します。

- 1 審査結果 合格 ・ 不合格
- 2 審査員からの意見

様式第 16 号の 2 (第 16 条関係)

博士論文審査結果通知書

年 月 日

申請者

(学籍番号)

_____ 殿

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科

研究科長

研究題目 _____

年 月 日付けで審査申請のありました上記の博士論文予備審査結果について、次のとおりでしたので通知します。

- 1 審査結果 合格 ・ 不合格
- 2 審査員からの意見

博士論文審査及び最終試験の結果の要旨

氏 名	
論文題目	
論文審査員	主 査 副 査 副 査
【論文審査の結果の要旨】	

【最終試験の結果の要旨】

様式第 18 号 (第 20 条関係)

博士論文の公表に関する申出書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

学籍番号 _____

氏 名 _____

神奈川県立保健福祉大学大学院保健福祉学研究科博士後期課程における博士論文の指導、審査等に関する要領第 17 条に基づき、私が執筆した博士論文の大学機関リポジトリによるインターネット公表について、次のとおり申し出ます。

論文題目 (和文)	
論文題目 (英文/その他)	
学位授与年月日	年 月 日
<input type="checkbox"/> 全文公表する <input type="checkbox"/> 即日公表可能 <input type="checkbox"/> 年 月 日より公表可能	
<input type="checkbox"/> 要約公表する (次の事由により 1 年以内に全文公表できない場合に限る。) <input type="checkbox"/> 博士論文が、立体形状による表現を含む等の理由により、インターネットの利用により公表することができない内容を含む。 <input type="checkbox"/> 博士論文が、著作権保護、個人情報保護等の理由により、博士の学位を授与された日から 1 年を超えてインターネットの利用により公表することができない内容を含む。 <input type="checkbox"/> 出版刊行、多重公表を禁止する学術ジャーナルへの掲載、特許の申請等との関係で、インターネットの利用による博士論文の全文の公表により明らかな不利益が、博士の学位を授与された日から 1 年を超えて生じる。 (出版社名・掲載誌名 (図書名)、巻号、出版年等の情報を記入) { _____ } <input type="checkbox"/> その他、全文公表が不適切と思われる特別な事由がある。 { _____ } 全文公表可能日 <input type="checkbox"/> 年 月 日より公表可能 <input type="checkbox"/> 未定 (理由: _____)	
要約公表の場合 学位取得後の連絡先	住所: _____ 電話: _____ E-mail: _____
指導教員	
要約による公表が適当であると 認める ・ 認めない 年 月 日 保健福祉学研究科長 氏 名	

教務学生課記入欄		附属図書館記入欄			
受付日		受領日		公開年月日	
学位記番号		受付番号		著作権	<input type="checkbox"/> 確認済み

様式第 19 号（第 20 条関係）

博士論文の公表に関する変更届出書

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科長 殿

学位授与年月 _____ 年 月 日

学籍番号 _____

氏 名 _____

私の執筆した下記博士論文については要約版で公表しておりましたが、やむを得ない事由が解消しましたので、神奈川県立保健福祉大学機関リポジトリにより全文を公表していただきますようお願いいたします。

論文題目	
------	--

神奈川県立保健福祉大学研究生規程

(趣旨)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学学則（以下「学則」という）第50条の規定に基づき、研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(入学資格)

第2条 研究生として入学することのできる者は、次のとおりとする。

- (1) 学部にあつては、学士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者
- (2) 大学院にあつては、修士の学位を有する者又はこれと同等以上の学力があると学長が認めた者

(入学時期)

第3条 入学の時期は学年の始めとする。ただし、特別の事情があると認められた場合にはこの限りでない。

(研究期間等)

第4条 研究生の研究期間は、原則として1年以内とする。ただし、研究生が研究期間の延長を願い出たときは、学長は、教授会の議を経て、必要と認める範囲でこれを許可することができる。

- 2 前項ただし書の規定により研究期間の延長の許可を受けようとする者は、その理由を付した研究期間延長願（様式第1号）を期間満了1か月前までに学長に提出しなければならない。

(出願手続)

第5条 研究生として入学しようとする者（以下「志願者」という。）は、あらかじめ指導を受けたい教員（以下「指導教員」という）と協議しなければならない。

- 2 志願者は所定の期日までに、次の各号に掲げる書類に所定の入学検定料を添えて、学長に願い出なければならない。
 - (1) 入学願書
 - (2) 研究計画書
 - (3) 卒業証明書又は修了証明書（入学資格にかかる出身学校のもの）
 - (4) 成績証明書（入学資格にかかる出身学校のもの）
 - (5) 健康診断書
 - (6) その他学長が必要と認める書類

(選考)

第6条 前条の規定に基づき志願した者については、学部にあつては学部教授会、大学院にあつては研究科委員会が選考を行うものとする。

(入学手続及び入学許可)

第7条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに別に定める書類を提出するとともに、所定の入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の規定による手続を完了した者に入学を許可する。

(指導教員)

第8条 研究生の指導教員は、教授会の議を経て、定めるものとする。

2 研究生は、指導教員の指導を受けて、研究に従事するものとする。

(施設等の利用及び授業への出席等)

第9条 研究生は、指導教員の指導の下に本学の施設及び設備を利用することができる。

2 指導教員は、研究生に対する指導上必要と認めるときは、他の教員との協議に基づき、当該他の教員の担当する講義、演習及び実験等に研究生を出席させることができる。

3 前項の場合において、研究生には、単位を与えない。

(研究料)

第10条 研究生は、研究する期間分の所定の研究料を一括して、所定の期日までに納付しなければならない。

(研究報告)

第11条 研究生は、研究期間を終了したときは、その研究結果を研究報告書にまとめ、指導教員に提出しなければならない。

2 指導教員は前項の規定により研究報告書が提出されたときは、学部にあつては学部教授会、研究科にあつては研究科委員会へ報告をする。

3 前項の研究報告に対し成績評価及び単位の認定は行わない。

(願い出による退学)

第12条 研究生が退学しようとするときは、その理由を付して、学部にあつては学部長、大学院にあつては研究科長を経て学長に願い出なければならない。

(入学許可の取消)

第 13 条 研究生が本学の学則及び諸規程に違反し、若しくは不都合な行為をし、又は研究を続けることが不適と認められたときは、学長は、教授会の議を経て、第 7 条第 2 項の規定による許可を取り消すことができる。

(証明書)

第 14 条 研究生であった者から申請があったときは、学長は、その研究課題及び研究期間について記載した研究証明書(様式第 2 号)を交付しなければならない。

2 前項の場合において、研究生であった者は、申請の際、所定の証明書交付手数料を納付しなければならない。

(準用)

第 15 条 研究生については、この規程に定めるもののほか、学則等の諸規程のうち本学の学生に関する規定を準用する。

(その他)

第 16 条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

(様式第 1 号)

研究期間延長願

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長 様

学籍番号 _____

(ふりがな)

氏 名 _____

次のとおり研究期間の延長を願い出ます。

研究期間	
延長希望期間	
延長理由 (説明資料の添付も可)	
指導教員意見	

研究期間の延長を承認します・しません。

承認期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長

(様式第 2 号)

第 号

研 究 証 明 書

学籍番号_____

氏 名_____

年 月 日生

上記の者は、神奈川県立保健福祉大学研究生として、下記のとおり研究に従事したことを証明する。

記

学部又は研究科名称

研究課題

研究期間 年 月 日から 年 月 日まで

年 月 日

神奈川県立保健福祉大学長



神奈川県立保健福祉大学大学院
保健福祉学研究科

〒238-8522

横須賀市平成町 1-10-1

TEL : 046-828-2500

FAX : 046-828-2501